

# 建設業のコンプライアンス

## ～ 健全で信頼される事業活動を行うために ～

### 目 次

I	コンプライアンス経営を導入しよう！	2
II	独占禁止法による規制について	3
III	建設業法が定めるルール ① ～下請負人との公正な取引～	4
IV	建設業法が定めるルール ② ～適正な請負契約・工事の施工～	6
V	建設業法に基づく監督処分について	9
VI	建設労働者の福祉について ～社会保険の未加入問題など～	10

# I コンプライアンス経営を導入しよう！

コンプライアンス【compliance】とは、法令を遵守し企業倫理に則った行動をするということです。

## 1 コンプライアンスが求められる背景

これまで、建設業界では、入札談合、耐震偽装、粗雑工事やデータ偽装など、法令を無視した行動により、企業が社会的信用を失う事案がたびたび発生しました。

そして、こうした不祥事が起こる度に、その企業のみならず、建設業全体のイメージが損なわれ、事業活動にも悪影響が生じてきました。

## 2 コンプライアンスと担い手確保

建設業界では、近年、担い手不足が問題となっています。その原因として、技能労働者の賃金の低さや社会保険への未加入等労働環境の劣悪さが指摘されています。

建設業の担い手を確保していくためには、建設業法や労働関係法令を遵守するとともに、適正な元請・下請関係を構築することで、就業者の労働環境を改善し、ひいては業界全体のイメージアップを図っていく必要があります。

## 3 コンプライアンス経営

コンプライアンスを重視した経営を実現するためには、建設業の基本となる建設業法の他に経営に関する法令等について、代表取締役だけでなく、現場代理人、工事部長・課長、工事主任、現場担当者、総務担当者等も熟知する必要があります。

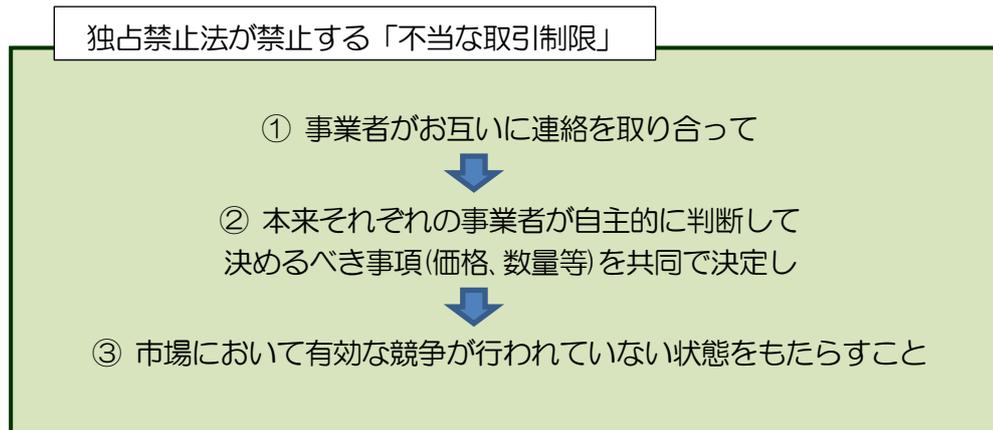
そのためには、各企業の経営者や幹部がリーダーシップを発揮し、様々な法令改正等の情報収集や正しい理解に努めるとともに、企業全体のスキルアップを図るため前例踏襲の研修等の実施ではなく、全ての担当者が理解できるような手法の研修等を実施する必要があります。



## Ⅱ 独占禁止法による規制について

入札談合等の不当な取引制限は、独占禁止法により禁止されています。

### 1 不当な取引制限（入札談合等）の禁止



不当な取引制限は、通常、カルテルと呼ばれており、入札談合もその一つですが、入札は厳正な競争の下に行われるべきものであり、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

※1 明確な協定の形ではない口頭の約束や暗黙の了解でもカルテルに該当します。

※2 入札にあたってどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、公正取引委員会が、「**公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針**」（入札ガイドライン）（<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kokyonyusatsu.html>）をまとめているので、参考にしてください。

### 2 不公正な取引方法の禁止

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、事業者が共同して事前に受注予定者を決めて、その決定に従うよう要請、強要等を各事業者に行った場合に、

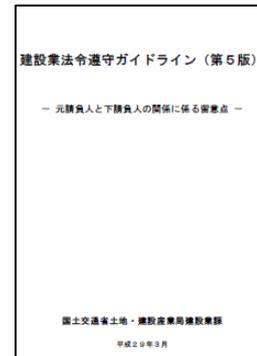
これに従わない事業者に対して取引を妨害したり差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することとなります。

### Ⅲ 建設業法が定めるルール ① ～下請負人との公正な取引～

下請負人との不公正な取引は、公正取引委員会への措置請求も

建設業法では、請負契約の原則を示す規定が設けられており、国土交通省は、建設業者が守るべき下請取引上のルール「建設業法令遵守ガイドライン」を公表しています。

国や地方公共団体は、次の1～6の行為について、独占禁止法に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求をする場合があります【建設業法第42条】。



([http://www.mlit.go.jp/totikensan-gyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensan-gyo/const/1_6_bt_000188.html))

#### 1 不当に低い請負代金の禁止【建設業法第19条の3】

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金額とする請負契約を締結してはなりません。

また、正当な理由がなく、契約締結後に請負代金を減額することも禁止されています(赤伝処理・やり直し工事\*等)。

##### ※ やり直し工事【建設業法第18条、第19条の3】

下請工事施工後にやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、その工事が下請負人の責めに帰すべき理由がある場合を除き、やり直し工事に必要な費用は元請負人が負担しなければなりません。

#### 2 不当な使用資材等の購入強制の禁止【建設業法第19条の4】

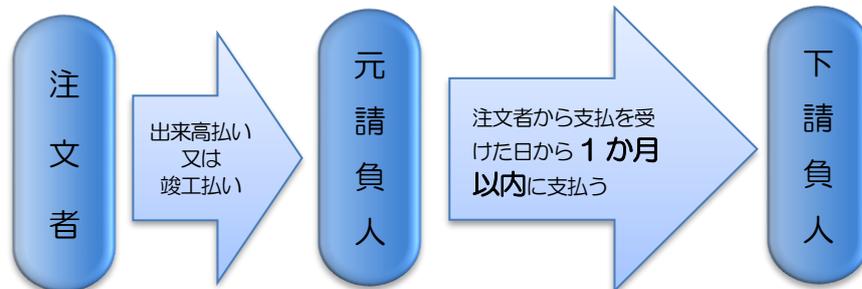
元請負人は、請負契約締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請負人に対して、工事に使用する資材、機械器具又はこれらの購入先を指定し、下請負人の利益を害してはなりません。

#### 3 特定建設業者の下請代金の支払方法【建設業法第24条の5第3項】

特定建設業者が元請負人であり、下請負人が特定建設業者や資本金4,000万円以上の会社でないときには、下請代金の支払を一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形で行ってはなりません。

#### 4 下請代金の支払【建設業法第24条の3第1項】

元請負人は、注文者から出来高部分に対する支払や完成後の支払を受けたときは、支払対象となった工事を施工した下請負人に対して相応する下請代金を1か月以内に、かつ、できるだけ早く、できる限り現金で支払わなければなりません。



#### 5 完成検査及び引渡し【建設業法第24条の4】

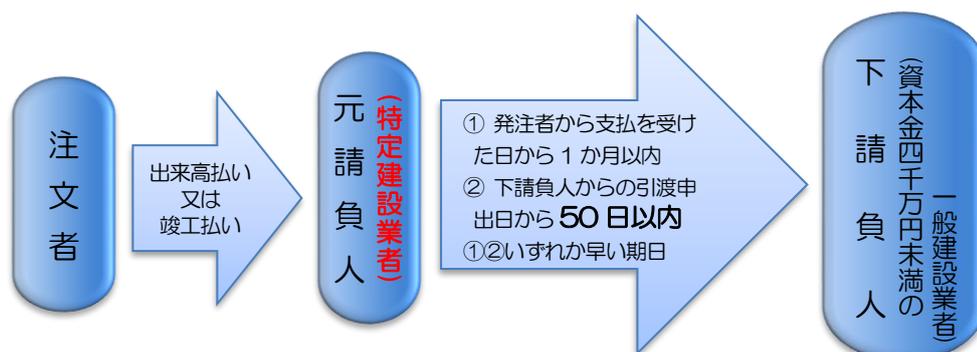
元請負人は、下請負人から完成通知を受けた日から20日以内に、かつ、できるだけ早く工事完成検査を完了しなければなりません。

また、完成確認後は、原則として、下請負人が申し出たときは直ちに目的物の引渡しを受けなければなりません。

#### 6 特定建設業者の下請負代金の支払期日【建設業法第24条の5第4項】

特定建設業者が元請負人であり、下請負人が特定建設業者や資本金4,000万円以上の会社でないときには、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成確認後、下請負人から目的物の引渡しの申出があれば、原則として、その日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

支払が遅れた部分については、遅延利息の支払が必要になります。



## IV 建設業法が定めるルール ② ～適正な請負契約・工事の施工～

請負契約や工事の施工等に関する建設業法の規定に違反した場合は、許可行政庁(国や県)が、監督処分を行う場合があります。

### 1 建設業の許可【建設業法第3条、第16条】

#### (1) 一般建設業の許可

無許可業者は、500万円<sup>※</sup>以上の請負契約を締結してはいけません(=元請負人は、無許可業者に500万円<sup>※</sup>以上の下請契約を出してはいけません。)

※ 建築一式工事の場合は1,500万円

#### (2) 特定建設業の許可

元請負人が特定建設業の許可を有していない場合、総額4,000万円以上の下請契約を締結してはいけません。

※ 建築一式工事の場合は6,000万円

### 2 見積条件の提示【建設業法第20条第3項】

元請負人は、下請契約を締結する以前に、具体的な内容を下請負人に提示し、その後、見積りのために必要な一定の期間を設けなければなりません。また、工事の具体的内容は、書面で提示し、作業内容を明確にすることが望ましいです。

### 3 書面による契約締結【建設業法第19条】

請負契約の締結に当たっては、契約内容を明示した適正な契約書を作成し、災害等でやむを得ない場合を除き、原則として工事の着工前に、相互に取り交わさなければなりません。変更契約も同様です。

契約締結に際して記載しなければならない事項

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着工・完工の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容
- 5 前金払、出来高払の時期、方法
- 6 設計変更、工事中止などの場合の工期変更、代金額変更、損害負担とその算定方法
- 7 天災その他の不可抗力による工期の変更、損害負担とその算定方法
- 8 価格変動による代金額、工事内容の変更
- 9 第三者が損害を受けた場合の賠償金負担
- 10 注文者からの支給材料、貸与品の内容、方法
- 11 工事完成検査の時期、方法、引渡し時期
- 12 完成後の代金支払時期、方法
- 13 不適合を担保すべき責任、不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約の締結その他の措置に関する定めがある場合は、その内容
- 14 履行遅滞など債務不履行の場合の遅延利息など損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法
- 16 その他国土交通省令で定める事項

#### 4 一括下請負【建設業法第22条】

建設業者は、請け負った工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。  
請け負った仕事は自らの責任で行うのが基本です。

発注者は請負業者の技術等を信頼して発注しています。他人に一括して下請けに出すことはその信頼を損ねることになります。

なお、下請負人の間の契約においても、一括下請の禁止は適用されます。

※ 但し、民間工事においては、多数の者が利用する一定の重要施設(マンション等)以外は、発注者の書面による事前承諾があれば一括下請負も可。

#### 5 施工体制台帳・施工体系図の作成【建設業法第24条の7】

建設業者は、次の①・②の場合、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。また、下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

- ① 特定建設業者と一次下請業者との間の請負代金の総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となった場合
- ② 公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結した場合

施工体制台帳とは…

全ての下請契約の受注者(孫請等も含む。)の名称、担当工事内容及び工期等を記載したもので、契約書の写し、元請監理技術者関係書類、再下請通知書及び下請負業者編成表などから構成されます。

この要点をまとめ、体系化し、各下請負人の施工の分担関係を図示したフロー図が、施工体系図です。

#### 6 標識の掲示、帳簿の備付け及び保存【建設業法第40条、第40条の3】

建設業者は、店舗及び発注者から直接請け負った建設工事の現場ごとに、公衆の見易い場所に建設業許可に関する事項を記載した標識を掲示しなければなりません。また、営業所ごとに、営業に関する事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号 知事
許可年月日	

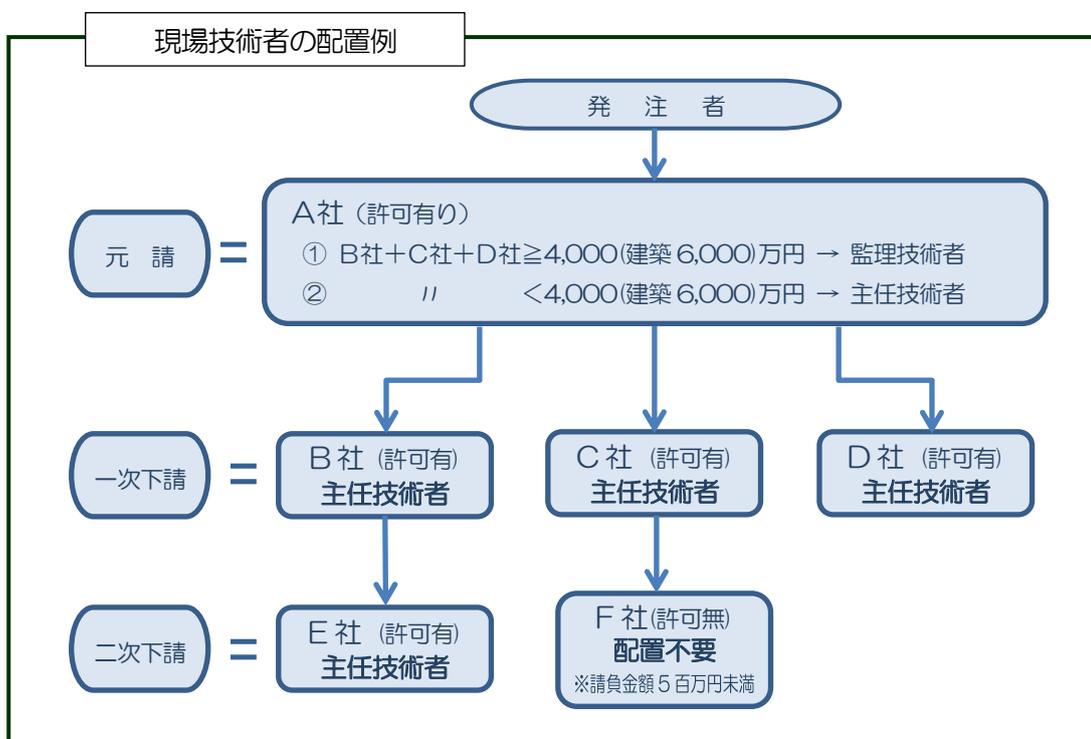
↑ 25cm以上 ↓  
← 35cm以上 →

## 7 主任技術者等の配置義務【建設業法第26条第1項・第2項・第3項】

建設業者は、建設工事を施工するときは、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者<sup>※</sup>を配置しなければなりません。

また、公共性のある工作物に関する建設工事で3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

※ 発注者から直接建設工事を請負った特定建設業者で、下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上になる場合は、監理技術者。



## 8 経営事項審査の虚偽申請

【建設業法第27条の23、第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条】

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。経営事項審査の際には、完成工事高の水増しや、在籍しない技術職員の名簿記載等、虚偽の申請をしてはいけません。

虚偽の申請をした場合、営業停止処分のほか、懲役又は罰金が科されます。

## V 建設業法に基づく監督処分について

監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可取消処分があります。

監督処分 【建設業法第28条、第29条】		
<p style="text-align: center;">指示処分</p> <p>建設業法違反又は不適切な事実の是正について、建設業者に対し具体的にとるべき措置を命令するもの。</p>	<p style="text-align: center;">営業停止処分</p> <p>建設業者としての営業活動を停止する処分。 新たな請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為が一定期間禁止となる。</p>	<p style="text-align: center;">許可取消処分</p> <p>不正な手段で建設業の許可を受けた場合や、建設業法等の違反の情状が特に重いと判断された場合、建設業許可の取消しとなる。</p>

※処分を受けた者は公報に掲載されるとともに国土交通省のホームページの「ネガティブ情報検索サイト」に情報が掲載されます。

### 【年度別監督処分状況】

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
指 示	1	5	3	2	2	1
停 止	6	3	2	3	3	0
取 消	43	28	8	28	3	6
計	50	36	13	33	8	7

### 【年度別相談件数】

内 容 \ 年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
工 事 瑕 疵	48	56	53	30	53	53
工 事 遅 延	14	11	9	10	10	8
工事代金の争い	15	14	23	19	11	14
契 約 解 除	14	20	15	23	16	25
下請代金の争い	30	52	52	55	40	35
未 着 工	0	3	4	5	7	7
中 途 放 棄	0	2	6	4	7	5
そ の 他	75	99	170	321	197	159
計	196	257	332	467	341	306

## VI 建設労働者の福祉について ～社会保険の未加入問題など～

### 1 建設業における社会保険未加入問題について

#### (1) 未加入問題

建設業界における、社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)未加入企業の存在は、適正に法定福利費を負担している業者を競争上不利にするばかりでなく、業界の将来を担う若い有能な人材の確保・定着の妨げともなっています。

そのため、建設業の許可・更新申請の際には、社会保険に加入することが許可要件となる改正建設業法が令和2年10月1日から施行されました。

#### (2) 法定福利費と標準見積書

社会保険への加入促進のためには、法定福利費が各下請業者に適正に支払われることが重要です。元請負人は、法定福利費相当額を内訳明示した見積書(標準見積書等)を提出するよう下請負人に求めるとともに、その見積書を尊重して下請負契約を締結しなければなりません。

※ 各建設業団体が作成した標準見積書

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)

#### (3) 埼玉県の取組み

ア 建設業の許可申請の際に社会保険加入状況を確認し、未加入企業への指導を行うと共に、経営事項審査においては未加入企業を減点しています。

イ 入札参加資格者名簿への登載は社会保険加入が必須(29年度～)です。また、県発注工事の受注者(元請企業)と未加入建設業者との下請契約も原則禁止されています(二次以下は30年度から)。未加入企業については、建設業法に基づく指導及び社会保険担当部局への通報を行います。

■ 建設業における労働保険、社会保険の加入義務   事業主に従業員を加入させる義務・   個人で加入

事業所の形態	常用労働者数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	協会健保・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険 ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	—	役員等	—	協会健保・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	協会健保・健康保険組合 ・国民健康保険組合(建設国保等)※2	厚生年金
	1～4人	常用労働者	雇用保険※1	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	・国民健康保険 ・協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	—	事業主一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は、常用であるか否かを問わない。

※2 適用除外承認を受けた場合(健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。)

## 2 建退共(建設業退職金共済制度)への加入について

建設業では、頻繁に事業所・現場を変えて働く労働者や「一人親方」のような働き方も多いため、通常の退職金制度では全ての労働者をカバーしきれません。

そこで、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることを目的として建退共制度※が設けられています。官民工事に関わらず、同制度への加入及び共済証紙の適正な購入・貼付について、御協力をお願いします。

※ 中小企業退職金共済法による制度。共済契約者(建設業者)は、被共済者に賃金を支払う都度、共済証紙を貼付すること(同法施行規則)とされています。

※ 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/index.html>

## 3 労働災害について

### (1) 建設業における労働災害の発生状況

埼玉県内の建設業における令和元年度(平成31年度)の労働災害による死傷者は611人で、前年に比べて39人減少しています。

死亡災害は10人(前年に比べ2人減少)で、そのうち3人が墜落・転落で亡くなっています。

建設工事では重点対策として、足場、はしご、屋根などさまざまな場所からの墜落・転落災害対策を推進、フルハーネス型墜落防止用保護具の使用推進、関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請、解体工事での安全確保、アスベストばく露防止の徹底がある。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるなど新しい生活様式が求められるとともに、熱中症対策が例年以上に重要になる。

### (2) 労災保険への特別加入

労災保険は、本来、労働者への保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、

その業務の実情などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人には特別に任意加入が認められています。

事業者である一人親方は、この労災保険の特別加入制度を利用することが可能です。下請等に入っている一人親方について、その加入状況を確認するようお願いいたします。

- 「[社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン](#)」や現場入場についての問合せや相談

→建設業フォローアップ相談ダイヤル  
0570-004976

- [社会保険制度](#)、[加入手続き](#)、[加入義務のある保険](#)や[法定福利費](#)についての問合せ

→各都道府県社会保険労務士会（埼玉県社会保険労務士会 048-826-4864）



<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

◎ 建設工事請負契約に関する紛争については…

埼玉県県土整備部 建設管理課 (埼玉県庁 第二庁舎3階)	電話等で相談を受け、解決に向けたアドバイスをしています。	048(830)5171
埼玉県建設工事紛争審査会事務局 [埼玉県県土整備部 県土整備政策課] (埼玉県庁 第二庁舎2階)	担当委員(弁護士、建築士、行政経験者等の専門家)が、迅速、簡便に解決を図ります。	048(830)5262

4 令和2年10月1日に施行された建設業法の改正のポイント

(1) 建設業の働き方改革の促進のための改正

- ・ 著しく短い工期が禁止され、違反者には国交省が勧告可能
- ・ 建設業の許可要件に社会保険加入の義務が追加

(2) 管理するための技術者要件の緩和

- ・ 元請けの監理技術者の専任義務の緩和
- ・ 下請負人の主任技術者の配置の免除

(3) 建設業を営む企業の継続のための緩和

- ・ 建設業許可に係る経営経験5年以上の要件が緩和
- ・ 事前の申請で建設業許可の承継が可能

(4) その他

- ・ 標識の掲示義務者の緩和
- ・ 契約書の記載項目の追加